

平成30年度 出雲崎町 2・3号認定 保育料徴収基準額表

階層区分	世帯の階層区分	保育料の月額(1人につき)			
		3歳以上児		3歳未満児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	町民税非課税	2,000円	1,900円	3,000円	2,900円
	B階層のうち、ひとり親世帯等・在宅障害児(者)のいる世帯	0円	0円	0円	0円
C	均等割のみ課税	5,700円	5,600円	8,700円	8,500円
	C階層のうち、ひとり親世帯等・在宅障害児(者)のいる世帯	4,700円	4,600円	7,700円	7,500円
D1	町民税所得割 48,600円 未満	8,700円	8,500円	11,700円	11,500円
	D1階層のうち、ひとり親世帯等・在宅障害児(者)のいる世帯	7,700円	7,500円	10,700円	10,500円
D2	町民税所得割 48,600円 以上 64,000円 未満	11,700円	11,500円	14,700円	14,400円
D3	町民税所得割 64,000円 以上 80,000円 未満	14,500円	14,200円	17,200円	16,900円
D4	町民税所得割 80,000円 以上 97,000円 未満	17,400円	17,100円	19,800円	19,400円
D5	町民税所得割 97,000円 以上 137,000円 未満	19,500円	19,100円	21,900円	21,500円
D6	町民税所得割 137,000円 以上 169,000円 未満	21,600円	21,200円	24,000円	23,500円
D7	町民税所得割 169,000円 以上 217,000円 未満	23,000円	22,600円	26,900円	26,400円
D8	町民税所得割 217,000円 以上 256,000円 未満	24,400円	23,900円	29,800円	29,200円
D9	町民税所得割 256,000円 以上 279,000円 未満	25,800円	25,300円	32,700円	32,100円
D10	町民税所得割 279,000円 以上 301,000円 未満	27,200円	26,700円	35,600円	34,900円
D11	町民税所得割 301,000円 以上	30,000円	29,400円	42,200円	41,400円

※ 同一世帯から2人以上の子どもが同時に保育所等に入所している場合は、2人目は半額、3人目以降無料となります。

※ 町民税非課税世帯は、同時入所に関わらず、2人目以降無料となります。

※ 町民税所得割が57,700円未満世帯は、同時入所に関わらず、2人目は半額、3人目以降無料となります。

※ 3歳以上児(2号認定)の町民税所得割が64,000円未満(C、D1、D2階層)のひとり親世帯等は、同時入所に関わらず、1人目は半額、2人目以降無料となります。

※ 3歳以上児(2号認定)の町民税所得割が64,000円以上97,000円未満(D3、D4階層)のひとり親世帯等は、同時入所に関わらず、1人目は6,000円、2人目以降無料となります。

※ 3歳未満児(3号認定)の町民税所得割が80,000円未満(C、D1、D2、D3階層)のひとり親世帯等は、同時入所に関わらず、1人目は半額、2人目以降無料となります。

※ 3歳未満児(3号認定)の町民税所得割が80,000円以上97,000円未満(D4階層)のひとり親世帯等は、同時入所に関わらず、1人目は9,000円、2人目以降無料となります。

※ 月の途中で入退所をした場合は、日割りにより保育料を計算します。